

文教厚生常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成29年6月20日（火）午前9時58分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

| | | | |
|-----|--------|------|-------|
| 委員長 | 下深迫孝二君 | 副委員長 | 徳田修和君 |
| 委員 | 中村満雄君 | 委員 | 宮本明彦君 |
| 委員 | 中村正人君 | 委員 | 松元深君 |
| 委員 | 前川原正人君 | 委員 | 時任英寛君 |

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

なし

- 5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

植山利博君

- 6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。本委員会の書記は次のとおりである。

| | | | |
|---------|--------|--------------------|--------|
| 教育部長 | 花堂誠君 | 教育総務課長 | 本村成明君 |
| 学校教育課長 | 河瀬雅之君 | 学校教育課課長補佐 | 小牟禮勉君 |
| 学校給食課課長 | 石神修君 | 教育総務課 教育政策グループ長 | 山口清行君 |
| 学校教育課主幹 | 末満伸太郎君 | 学校給食管理グループ長 | 山下裕一郎君 |

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 郡山愛君

- 8 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

議案第43号 霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
陳情第1号 学校教育に「銃剣道」を取り入れないことを求める陳情

- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前9時58分」

○委員長（下深迫孝二君）

ただいまから、文教厚生常任委員会を開会します。本日は、去る6月13日に本委員会に付託されました議案1件と陳情1件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配布しました会次第に基づき、審査を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。早速、審査に入ります。

△陳情第1号 学校教育に「銃剣道」を取り入れないことを求める陳情

○委員長（下深迫孝二君）

まず、陳情第1号、学校教育に「銃剣道」を取り入れないことを求める陳情について審査に入ります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前9時59分」

「再 開 午前10時00分」

○委員長（下深迫孝二君）

本日は、陳情者である森健一様に御出席をいただいております。森様に、議事の順序等について申し上げます。まず、陳情内容を簡潔に述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。なお、御発言の際には、挙手をして、委員長の許可を得てから、マイクの青いボタンを押して、起立して発言していただきますようお願いいたします。また、陳情者は、委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。それでは、陳情第1号、学校教育に「銃剣道」を取り入れないことを求める陳情について、陳述人から陳情内容の説明をお願いします。

○陳情者（森健一君）

それでは述べさせていただきます。限られた時間ですから、まず三つ述べたいと思います。まず一つは、私は、武道として高校時代は柔道をしました。それから、友人が剣道の指導者です。そして、私が通っていた鹿児島第一高校では、空手をずっと教えていましたから、私も、空手の授業や大会には審判として加わっていました。その経験から、銃剣道は、学校教育の場では非常に危険であるし、困るだろうというのが1点目です。2点目は、銃剣道が平成33年度の学習指導要領に入れられた経緯が、やや強引であるなど。現場の教育関係者などから、下から上がってきた意見であるというよりも、むしろ、限られた主張を持つ人だけが文科省に働きかけて実現したというのが経緯としてあると思います。これが2点目として好ましくない点です。3点目が、この陳情書そのものには入れませんでしたけれども、私は中国との交流を進めています。今年も南京に行くんですが、やはり「銃剣」のイメージというのは、私たち日本国民だけではなくて、近隣の国々にも忌まわしい記憶があるんですね。ですから、これからも日中友好や日韓あるいは朝鮮との関係などをずっとこれから考えていくと、学校の場に銃剣道を入れるというのは、隣国との友好、交流ということからも控えた方がいいと思います。以

上3点で私の趣旨といたします。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま陳情内容の説明が終わりました。陳情内容についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

○副委員長（徳田修和君）

1点だけ確認をさせていただきます。今回の陳情の趣旨というものを、今、お聞かせいただいたんですけれども、銃剣道自体、武道としてされている方々もいるということで、銃剣道がふさわしくないということではなくて、今回の陳情は、それを教育の場に持ち込むのは平和的な考え方だったり、教育の在り方としてふさわしくないというような理解でよろしいんですね。

○陳情者（森健一君）

学校教育の場には適切でない。もし個人として、市民として、グループを作って社会活動としてされる分には、物言うことはありませんけれども、学校教育の場は、先ほど主張した1点目なんですけど、現場の教員が非常に指導の上で困惑するだろうなと思うんです。ですから、今申しましたように、銃剣道そのものは、それは個人個人がスポーツとして高めていこうということであれば、それを妨げようとかという意図はございませんが、学校教育の場では、子たちに、なぜこの技があるのかということをお教えることが、とても厳しい、辛いものだと思います。そういうことで、強く反対の申し入れをしたいということでもあります。

○委員（前川原正人君）

おはようございます。二、三お聴きしておきたいと思います。先ほど、陳情の趣旨として3点を挙げられたわけですが、例えば、武道といえば、結構、幅が広いわけですね。柔道、剣道、合気道、空手と様々あるわけですが、学校現場で先生たちが困るであろうと。私もいろいろ調べていきますと、柔道、剣道、合気道とかいう部分については、ちゃんとしたルールもあって、それに対する危険回避策の指導方法もはっきりしているわけですが、銃剣道については、どこを見ても、喉を突きなさいとか、胸を突きなさいとか、ただそれだけで、指導はなかなか難しいであろうというふうに認識をするわけですが、その辺についてどうお考えなのかお聴きしておきたいと思います。

○陳情者（森健一君）

今おっしゃられた点で、現場が困るというのは、二つの側面があります。一つは、学校体育事故というのが柔道の時に一番起きているんです。剣道は防具がしっかりしているから、突きはやってはいけないということで、比較的大丈夫なんです。空手も、組み手になると、防具を相当にしますから、軽く脳震盪という時はあるんですが、大事になることはありませんでした。しかし、防具が50万円くらいするそうですが、いくら防具を付けても、中学生の胸を木銃で突いた時は、野球で起きる事故と同じように心肺停止とか、非常に危険なんです。これが一つ。もう一つは、私が25年間、空手を見ていたら、自分は空手なんかしたくないという子も必修の武道ですからするんですね。その子たちが私のところへ「何で先生しなきゃいけないんだろう」って来ます。「中学校・高校の時は、自分の意に沿わぬことでも、後で役に立つことがあるよ。空手であれば、東京に行ったり、治安が悪い外国に行ったりした時に、毅然として歩いていけ

る、毅然として注意を配って、暴漢が来たり不審な人が来たら払いができるでしょ」と説明してきました。けれども、この銃剣道は、これをどう子供たちに説明するのか、現場の教員であれば困惑すると思います。だから、他の柔道や剣道、合気道、空手などとは、やや想定している場面が違うんですね。だからこれは控えた方がいいと思います。以上2点です。

○委員（前川原正人君）

先ほどおっしゃった2点目の、指導要領に入ることは、限られた方たちの働きかけによってということで、その辺も調べていきますと、参議院議員の髭の隊長でしたか、この方が、義家副大臣への働きかけも行ったと。先ほどおっしゃった現場から出た声ではなくて、政府、いわゆる副大臣だったり要人の人たちから文科省のほうに働きかけがあって、銃剣道を入れるべきだとなった。そういう認識を私も持っているんですが、そういう理解でよろしいですか。

○陳情者（森健一君）

銃剣道というのは、あることは知っていました。東京での知り合いで、女性でしたが、彼女は満州から引き上げてくる時に、ソ連軍か何かに暴行を受けた記憶があって、それを回復するために強くなりたいということで、自衛隊隊友会に入って銃剣道をされた女性でした。私は銃剣道がかなり裾野があることは知っているんです。彼女が一生懸命になるのは、そういうトラウマを克服したいということもあるということを知っていました。今回は、佐藤正久参議院議員が、自分のブログの中で「入れたぞ」ということを縷々書いてあるんです。学校教育法の第16条は、学習指導要領とか教育の内容を決めていくというのは、できるだけニュートラルなものでなくてはいけないと思うんだけど、一参議院議員が、自分達の主張に見合う人達の力を借りて、義家文部科学副大臣の力も借りてこのようにしたんだということをブログではっきり述べているように、この入れさせた経緯が非常に民主主義的でないと私は思います。教育というものは、どの人も納得するような積み上げの上で始めていくものです。銃剣道が採用されたら、私はその学校には子どもを通わせません。お孫さんとか自分の声の掛ける子には辞めさせるべく、各校長や教育委員会に繰り返し言うようになります。学校現場は混乱します。その混乱の原因をあえて作るようなことはすべきではないと、私は思っています。

○委員（中村満雄君）

正直、びっくりしているのですが、実は私の孫が霧島中学校の3年生なんです。女の子なんです。驚きましたことに事実なんだなということで、現在、柔道、相撲、剣道のいずれかを選択してということですが、剣道は武具が高いから、相撲は女の子だからということで、柔道着を買えということになっているんです。それも、うちの孫がやるかなということですが、学校では現在は柔道、相撲、剣道のいずれかを選択するという形になっているんでしょうか。御存じであれば、生徒に対して、そのいずれかを選択しなさいということになっているんでしょうかということです。

○陳情者（森健一君）

私は25年間、私立学校にいました。成績表を出す時、学習指導要領に沿って成績を5、4、3、2、1で付けるんですが、そこに保健体育というのがあります。その保健体育の中に武道、私達の学校では空手でしたけれど、空手のテストも保健体育という中に入りますので、武道そのものが単独であるわけではありません。それから、私たちの学校では今期は剣道でいこうと

か、今期は何でいこうというのは、学校長や保健体育の主任たちが、教育委員会の下で選択するもので、生徒には選択権はありません。あの学校に行くと剣道だよとか、第一高校に行くと空手だよということですから。私は私学で生徒募集の時は「空手いいよ」と言って生徒募集した記憶があります。これは仮の話ですのであまり外部的に言うわけではないですけれども、例えば、私はどうしても銃剣道をさせたいという強力な校長が現れると、その校長のもとに、不本意であっても銃剣道をしなければならない保健体育科の先生が現れるし、保護者として、信仰上の理由から人を刺したり人を殺傷するようなことは、例えしぐさであってもさせないと、僕はそういう倫理観ですから、そういう時、子どもを学校へ通わせません。そんな学校はだめです。ということで、混乱しますから、辞めたほうがいいと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

後で執行部への質疑もありますので、今は陳情に沿って質疑をしてください。

○委員（中村満雄君）

御存じであればということですが、銃剣道に関する場というのは、霧島市内では存在するのでしょうか。

○陳情者（森健一君）

これは私、南日本のローカルの記事のところで見ましたけれど、霧島市立の国分中央高校には、銃剣道を好む7名かの生徒のサークルがあるやとは聞いております。それは、あくまでも自発的に男子生徒を中心にして、自衛隊のOBの方や指導できる方が近場にいらっしゃるから継続してやっているのであって、それは武道の時間にそれを取り入れることとは違って、あくまでも運動系のサークルとして、生徒たちが自らそういう運動をスポーツとしてやってみたいということだから、それは有りだと思います。

○委員（時任英寛君）

今、種々御説明をいただきましたけれども、現実問題とすれば、銃剣道というのは明確に一つのスポーツということで、先ほど先生のほうからもございましたように、個々でされる分については何も申し上げることはない。ただ、義務教育課程の中で必須とするのは問題であろうというような御意見であるんですけれども、先ほどから議論されておりますが、学校の選択になってまいります。必須武道という形です。例えば、今回、銃剣道というものを平成33年度から必須武道の中に加えるということがございますけれども、必須武道の中には、現状、その他項目というものがございまして、銃剣道というのを選ぶといけないということでもないんですけれども、通常的には、柔道、剣道、奄美地域においては相撲が多いそうなんですけれども、女性の場合はダンスとか、そういう種目も入ってきているというのもお聞きいたしております。したがって、銃剣道を入れたからといって、必ずしも、しなければならないということではなくて、選択肢の一つになるという理解をいたしているんですけれども、武道というものについて、確かに危険度があるというお話ですけれども、これはどの武道でも同様なことが言えるわけございまして、武道というものを差別化するというのも、私は適切ではないのではなかろうかという認識を持っております。と申し上げますのも、国体種目の中にも銃剣道がしっかりと入っております、2020年の鹿児島国体の中でも、銃剣道の会場地として、霧島市が選定されているということも考えれば、銃剣道を外す意味というものを、私としては理

解できないと認識しているんですけども、御見解をお願いしたいと思います。

○陳情者（森健一君）

私が陳情書の趣旨を3点述べましたが、選択できるのは、校長が選択できるんですね。保健体育科の教員は選択できない。そして、生徒も保護者も選択できないんです。空手であれば、女子にとっても将来に役に立つことはあります。柔道や剣道についても、国民の中に違和感を持つ人は少ないと思います。相撲については、これは、奄美の地域の文化・歴史に関わることで、私が言うことではありません。けれども、銃剣道は、先ほど言いましたように、コンセンサス、合意を得にくいんですね。それは、何度も言いますが、戦争中の忌まわしい記憶がなおあること、昭和15年に銃剣道が全国的な競技種目になったというふうに、ネット上には書いてありました。ですから、人々の判断がまだ分かれる段階で、これを力づくでと言いますか、上からの指示命令で現場に出るはよくないと思います。この採用についても、佐藤正久参議院議員が、明らかに、自分に親しい議員たちの政治力をもって入れたと言わんばかりのブログが出ていましたから、やはりこれと同じようなことが、学校教育現場で今後も起き得ると思います。それは、やってはいけないことです。学校教育法の趣旨、教育の政治的中立や、その他の地域の人々の中に、反目や賛成反対で大きな溝が深まるようなリスクが、この銃剣道の採用にはあると思いますので、どうか私の陳情の趣旨を汲み取っていただきたいと思います。

○委員（時任英寛君）

先生のおっしゃりたいことは理解できたと思っておりますが、次に、陳情書の後段の部分でございまして。自衛隊の活動等が述べられておりますが、ここで「しかし、近年、イラクや南スーダンなどの海外への自衛隊派遣が基本任務に加わり」となっておりますが、南スーダンの自衛隊派遣につきましてもPKO活動の一環でございまして、これはもう20年を超える歴史の中で組まれたものでございまして、ここで先生のおっしゃる基本任務に加わりというものは、PKO活動を指していらっしゃるのか、それとも、昨年いろいろと議論になりました安保法制の問題と絡めていらっしゃるのか、であるならば、南スーダン等への派遣につきましても、これはPKO派遣でございまして、混同をなさっていらっしゃるのではなからうかということをおっしゃっておりますが、ここについては、どのような見解でいらっしゃいますか。

○陳情者（森健一君）

私は長く社会科教員をして、現代社会や政治経済を伝えてきました。自衛隊の任務は、大きく三つの柱があるというふうに説明をしてきました。一つは、国内の大規模災害等の出動。基本的に危急の事態、不測の事態が起きた時に、国民の財産・生命・国土を守るという第1の柱。第2の柱が、日米の安保条約の下で協働の防護をすることで、我が国の安全を確保するというそれ。3点目が海外での任務と。海外の任務の中には、ハイチなどの大規模災害が起きたところでの治安維持・回復。それと、ゴラン高原や東ティモールなどの国連の現地での戦力分離、こういう活動。それと、今回の南スーダンへの派遣とか、その前のイラク派遣というのは、2の活動と3の活動が非常にあいまいになっている。つまり、2の活動と3の活動が重なり合っていて、非常に評価が難しいんですね。ですから、私の文言の中に、不正確な部分があるということは、時任氏からの指摘は、もう一回私、調べなおしてみますけれども、今回の陳述の全体の流れとは、やや異にしますので、その正確さという点では、私も新聞記者だったり専門

家であればそこも一回チェックすべきでしたけれども、言いたいことは、国民が自衛隊に期待していることは、1の柱が何よりなんですね。大規模災害への出動や、万が一には国土の安全、国民の生命財産を守られるという、1の問題を要にしていると思いますので、中学生による職場訪問で、国分の駐屯地を訪ねる時も、基本的に災害出動を念頭に置いた説明だということを経第一中学校の同僚教員から聞いていました。それで言及したんです。

○委員（時任英寛君）

先生の御説明は理解いたしました。ただ私どもは、陳情を審査する時には、陳情書の全文をもって審査いたしてまいります。中に、適切でない表現とかがあったら、そこも議会としての審査の対象になっていくということだけは、御理解いただきたいと思います。

○委員（中村満雄君）

陳情の趣旨の確認をさせていただきたいんですが、先ほど、校長の裁量によってどのスポーツを採択するかということは説明いただきましたけれども、この陳情の趣旨は、霧島市内の中学校においての武道の選択として、銃剣道を除外してほしいと、そのように理解していいですか。

○陳情者（森健一君）

まず、自分も市民として主体的に責任を持つ霧島市の教育委員会の下で行われる学校教育においては、ぜひ自分の目の届くところですから、発言をしていきたいと思って、この陳情をいたしました。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第1号の陳情内容に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時27分」

「再 開 午前10時29分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第1号、学校教育に「銃剣道」を取り入れないことを求める陳情について、執行部の説明を求めます。

○教育部長（花堂 誠君）

それでは、陳情第1号「学校教育に『銃剣道』を取り入れないことを求める陳情」について、霧島市教育委員会としての見解を申し上げます。中学校の新学習指導要領は、平成29年3月31日に文部科学省から告示され、平成33年4月1日から施行されます。この学習指導要領は、学校教育法、学校教育法施行規則に基づき規定されたものであり、各学校は、今後、新学習指導要領の確実な実現に向けて、改正の趣旨や理念、内容についての理解を深め、各教科等の各学年における授業時数及び総授業時数等の教育課程編成の準備を行うこととなります。新学習指導要領の中で扱う武道においては、「次の運動について、技ができる楽しさや喜びを味わい、武道の特性や成り立ち、伝統的な考え方、技の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力

などを理解するとともに、基本動作や基本となる技を用いて簡潔な攻防を展開すること。」とあり、ここで述べられた次の運動として、柔道、剣道、相撲が明記してあります。このことは、通常は、柔道、剣道、相撲の三つの運動の中から一つを選択して、生徒が履修できるようにすることを示したものであります。ただし、新学習指導要領の「内容の取扱い」においては、『F 武道』については、柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などを通して、我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるようにすること。」と柔道等の三つの運動に替えて履修できることも明記してあります。今回の陳情の中で、新学習指導要領から「銃剣道」が新たに加えられたかのような表現がありますが、現行学習指導要領においても、「地域や学校の実態に応じて、なぎなたなどのその他の武道についても履修させることができること。」と明記してあり、新学習指導要領から「銃剣道」が追加された訳ではございません。教育委員会といたしましては、学習指導要領を遵守するとともに、各学校へその趣旨や内容を周知・徹底する立場にあり、あくまで例示として明記されている「銃剣道」を「取り入れる、取り入れない」について判断する立場にはございません。また、本市における平成28年度の武道の履修状況は、柔道が11校、剣道が2校となっておりますので、引き続き安全面や施設及び防具などの備品整備の実態を踏まえて、種目につきましては、各中学校長が適切に判断するものと考えます。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま、執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（中村満雄君）

先ほど、陳情者からの文書がありまして、そこで、参議院議員の佐藤正久さんのもので「中学校の指導要領から銃剣道が漏れていた」ということの記載があるのですが、今の部長の答弁では、漏れていたんじゃないという説明ですが、そのところが理解できていないのですが。

○教育部長（花堂 誠君）

私が口述の中で説明いたしました現行の指導要領の中で、「地域や学校の実態に応じて、なぎなたなどのその他の武道についても履修させることができること」これは、いろんな法律・通知等については、用語を用いる時に、一定のルール、これは共通していないと誤解されるような表現もありますので、この「その他の」というところは、その後続く「武道」の一例として、なぎなたなどというものがあるんですよということでありまして、決して漏れていたということではありません。だから、この部分の解釈につきましては、武道という中にはなぎなたなど他にも想定されるということを書いたものだと判断しております。

○委員（中村満雄君）

具体的に、銃剣道という文言が今回新たに記載されたということですか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

御質問のとおり、名称としては「など」に含まれていたもので、新たに追加されたものとしまして、なぎなたに関しては、以前から例示として一つだけ述べてあったわけですが、空手道、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道、これが合わせて具体例として示されたところでございます。これについても、「など」が付いておりますので、さらにほかに考えられるものがあればということなんですけれども、一般的にこういうものは、「など」に含まれると示されたも

のと思われます。

○委員長（下深迫孝二君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時37分」

「再開 午前10時38分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（前川原正人君）

先ほどを陳述人の方から、話をお聞きいたしました。その中で、部長おっしゃるように、武道というのが幅広いわけですね。柔道だったり剣道だったり相撲だったり、先ほど出ている空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法と、その中に銃剣道も入っているわけですが、今までも「など」の中に銃剣道も入るよと。漏れていたんではなくて、「など」の中に含まれているんですよということなのですが、問題は、この「など」の中に含まれた背景です。例えば、陳述人の方からもあったんですけども、学校教育法の中では、不当に支配に服することなく、行政の圧力とかそういうものでこういうことを決めるんじゃないくて、現場からちゃんと出てきた意見に基づいて、中立公正・公平な立場でやりなさいというのが学校教育法の趣旨だと思うんです。しかし、調べていきますと、先ほど出ております佐藤参議院議員が、文科省の副大臣に、こういうのも入れてくれよということで、そういうことは先ほどのブログの中でも明らかになっているわけですが、教育行政を預かる部署として、学校教育法に照らし合わせた時にいかなものかなというふうに思うわけですが、どのようにお考えでしょうか。

○教育部長（花堂 誠君）

結論的なものを申し上げれば、国の定める指導要領に対して、市町村の教育委員会の考え方がそれぞれどうかということの御質問には答えられないと申し上げます。また、教育というものは、そもそも教育基本法においても憲法においても、中立公正であるべきということがありますので、我々はその信念に基づいて作られた指導要領、法に従っているわけですので、そこは何ら私のほうから国会でどうこうあったということに対するコメントはできないと考えております。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、例えば、銃剣道も「など」の中に入っているわけですので、やってもいいということにもなり得るわけですね。そうした時に、先ほどの部長の口述の中で、その種目についてやるかやらないかの最終判断は、各中学校長が適切に判断するものだというふうに最後に言われたわけですが、実際、霧島市で銃剣道の導入を考える場合、例えば経費の面だったり、指導者の面だったりとか、そういうことを想定した場合、教育委員会としての対応をどのようにお考えなんでしょうか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

今、御指摘のありましたようなことも、総合的に考えた時に本当に導入できるのかどうか。

それで校長が判断するという事なので、全国でも1か所なんです、今。そういう状況で、本当に本市でそれが今導入されるというのは、予想でものを言っただけなんですけれども、そういう状況でございますので、そういうのが出てきた時には、適切に判断されているかどうかを監督する立場が教育委員会であると思いますので、そういう地域の声、そういったことを無視して学校が暴走するという事に対しては、委員会としてきちっと対応してまいりたいと思います。

○教育部長（花堂 誠君）

私の口述ですので、補足いたしますけれども、例えば、銃剣道に限らず、新たに加えられた空手道、なぎなたはもう一例に挙がっていましたが、弓道、合気道、少林寺拳法、そういったものも、もし導入するとなったらある程度の施設設備も要りましょうし、防具も要る。安全面とか指導者の問題もあると思います。ですから、人の問題、予算の問題。こういったものをどのように解決していくかというのが課題になってきますので、そこは、各校長の判断をもとに教育委員会としても検討しなければならない課題があるということでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、柔道、剣道、空手など、いろいろな武道があるわけですが、霧島市内でやられている公立の中学校の場合を見たときのことになりますけれども、ほとんど柔道をやられています。剣道もやられていると思うのですが、そういう中で銃剣道が入ってきたときに、その安全対策という点を考えると、それはまだやられていないので、何とも言えない部分があるというのは当然理解をしているつもりですけれども、しかし今おっしゃるように、校長が適切に判断するとなると、銃剣道をやりましょうとなったときに、それに対して予算が出てきたりとか安全面だったりとか様々な対応に追われていくというのは見えているわけです。それに対して、教育委員会としては、財政面、指導の内容、安全面、全ての面において責任を負っていくわけですが、仮定の話しかできませんけれども、そういうときの教育委員会の対応というのもどうするのかということが問題になってくると思うんですが、それについてどうお考えですか。

○教育部長（花堂 誠君）

委員もおっしゃるとおり、仮定の話はできないんですけれども、教育委員会としては口述でも述べましたが、武道という例示が明確にされたということで理解しております、全て「道」がついております。ということで、スポーツ・格技としての成立している種目が明示されたんだなというふうに認識しておりますので、銃剣道だけではなくて、ほかに明示された武道もあるわけですから、そういった中においては、銃剣道だけを特化してということではなくて、全ての武道として明示されたものについて、そこを踏まえた上で、最終的にはその相手がないといけないうわけですので、そういった意味でどうしていくのか、そこは議論の必要があると思います。

○委員（時任英寛君）

部長、ちょっと確認をさせてください。先ほど陳情者から、陳情者の在籍されていた学校では空手道を行っていたということでございます。ここに書いてある剣道、柔道、相撲の三つの選択以外の「なぎなたなど」の部分に入ってくるわけでございますよね。学校教育課長が答弁されました全国で一校、銃剣道を履修している学校があるということは、なぎなた等の他の

武道についても履修できるという項目の中で、その他の事項の武道等を吟味されて、決定されたということでございますので、今回は、より具体的に武道名をここに記載したということであって、既にその他の武道ということで履修が行われている学校が全国にあるということで認識をすればよろしいですね。

○教育部長（花堂 誠君）

先ほどの私の答弁で誤解があるといけません、銃剣道については既に、中学校においては本県についてはありません。全国では平塚市に一枚あるということは確認をしたところですので、現在でも既にあるということです。

○委員（時任英寛君）

新学習指導要領においてこれが実施されるということではなく、既に現在の指導要領の中ではまだ名称はないんですが、なぎなたなどその他の武道ということでくくってある部分についても必須武道としての履修科目として、既に実施されているということでございます。したがって、新指導要領になったからといって銃剣道が入ってくるわけでもないし、既にその科目が実施されているということで理解すればよろしいかと思えます。次に、霧島市内の中学校は、主に、柔道と剣道を必須武道として履修しているわけですが、先ほどありましたように、最終的には校長の判断なんですけど、ここはPTA始め、現場の先生方とも相当な議論もされた上で、最終的に校長判断という形になりますが、ここはやはり学校の総意ということも校長先生としては考えざるを得ない状況にあると。やはりお金が掛かってまいりますので、そういうのも勘案して決めていらっしゃるわけですが、柔道と剣道の経緯はどのような形なのか。最終的には、校長判断で決定されてくるんですけども、各校の決定に至るまでの経過が分かれば、お知らせいただきたいと思えます。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

学校で判断した経緯を把握しているものではないんですけども、防具であったり予算的なものもありますので、導入しやすいということで柔道が一番普及していると判断しております。そのほか、防具等がそろえられて引継いでいる環境があれば、剣道も可能なわけですし、防具を子供の負担にするというのは現実的ではないと考えています。そういうことを含めて、最終的には校長が判断しておりますが、もし種目を変えたりすることになれば、当然、保護者の負担にも関わったりすれば、そこに説明責任は発生してきますし、そういったことで総合的に校長が判断していくこととなります。

○学校教育課長補佐（小牟礼勉君）

議員の御指摘の、学校で柔道、剣道をどのように選択していったかという経緯を少し補足説明させていただきます。武道の必修科におきましては、平成20年度に現在の学習指導要領が告示された際に、武道を必修化するということが決定されました。それを受けまして、文部科学省や県教育委員会、市町村教育委員会におきましては、各学校の武道場、剣道場等の施設設備等の調査を行っております。それに伴いまして、霧島市においては、過去、柔道を行なっているところが多いとか、教育委員会においても、畳を整備する要望等があったというようなことでもございまして、財政的な配慮もなされて、柔道11校、剣道2校という形におさまっているというところでございます。

○委員（松元 深君）

経緯なんですけど、柔道と剣道をやっているわけですが、教育委員会が負担する部分と個人が負担する部分の違いを確認しておきます。

○学校教育課長補佐（小牟礼勉君）

防具等につきましても、これも各学校によって実態が様々でございますが、現在は、剣道等の防具・竹刀等は学校のほうで準備しているところが多い状況でございます。なお、柔道につきましても、皮膚の病気等がございますので、原則は個人の支払いになっておりますが、小規模の学校等におきましては、それも借用して、クリーニングをして学校に返すと。学校で準備しているところもございますので、それも学校の実態は様々な状況でございます。

○副委員長（徳田修和君）

陳情者の不安ということで、御説明の中で、指導の有り様の不安を抱えていらっしゃるのか、体育事項などのことで、学校の職員がやはり少し苦勞をする部分も出てくるんじゃないだろうかというのが一つあったんですけども、現在の柔道、剣道が入る際に、例えば、校長やPTAの判断でこの武道をやっていくと決めていく時に、専門的な指導者がいない状態で、この選択事業が進められるということがあるんでしょうか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

武道の専門がいるかといえば、いない学校もあると思うんですけども、これは保健体育の授業としてなされているので、臨時免許の場合もありますけれども、体育の免許保有者というのは必ずいる。専門ではないにしても、ある程度の指導ができると。ただし、こういう危険性というのは十分考えられますので、県のほうとしましては、そういう指導者講習会を実施しておりますし、場合によっては、県の予算でそういう専門家を授業サポーター・アシストとして一定期間派遣して、特に初任者に対してそういう方をつけて、安全等を中心にしながらサポートする事業もございます。我々は必要に応じて手を挙げて、そういったものを利用しておりました。

○副委員長（徳田修和君）

必要に応じてということであれば、現行、霧島市で行われている武道というものには、精通されている方が誰かっているというような理解でいいんですか。

○学校教育課長補佐（小牟礼勉君）

本市の保健体育の授業におきましては、全て体育の教員で指導していらっしゃるところでございます。柔道に関しては、県の教育委員会が、柔道の安全に関する指導者研修会というものを毎年実施しております。体育教員の免許状保有者は、剣道が専門であったり柔道が専門であったりダンス専門であったりするんですけども、柔道の専門でない者を対象に、安全に関する講習会に出席しなさいということで、こちらのほうで定期的に誰が出席したということは把握して出席させるようにしておりますので、ある程度、学校現場で指導する指導技術は持って、授業を行なっているという形になっていくと思います。

○副委員長（徳田修和君）

先ほど部長のほうからもありましたけれども、武道の特性や成り立ち、伝統的な考え方などを学習するのが目的であるというような趣旨の御説明を受けたわけですけども、その際に、

銃剣道という性質上、指導のあり方に不安があるというような陳情者の思いをお聞きしたところなんですけれども、それであれば、今も柔道とか剣道とかの場合に、県の講師研修などをされているということも、別に銃剣道を取り入れる前提ではないんですけれども、新たなそういうものが選択として加わるとなれば、現場指導者の意思統一じゃないですけれども、教育の方針という形でしっかりとした講習が受けられるというような認識でいいんですよ。現場に入った方の主観で教育が行われるというようなことにはなり得ないというような理解でいいんでしょうか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

そのあたりも含めて今のところ情報がないんですけれども、部長答弁の最後にありました、まず私たちが大切だと思っておりますのは、安全面の確保ということです。そういうことがきちんとなされて、初めて導入されるものでありますので、今後、そういう県のサポート体制なども見守っていく必要性は十分に感じております。そういう中での校長判断ですけれども、教育委員会としましては、当然、監督する立場ですので、本当に安全が確保されているか、そういう意味では指導していく立場になると理解しており。

○委員（中村満雄君）

部長の口述書で、通常は柔道、剣道、相撲の三つの中から一つを選択してということになっておりますが、複数選択というのは有り得ますか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

年間で武道にかかる時間というのが大体決まっております、中学校1年生で8時間、2年生で8時間、3年生に関しては自由選択になっております。そのくらいの枠の中で、予算面や準備面で大概一つの種目を選んでいる学校がほとんどなんですけれども、中には、8時間を4時間ずつに分けて選択している学校もあると聞いております。本市ではないと理解しております。

○委員（中村満雄君）

ということは、当然ですが、一つということになりますと、子供たちの選択というのは有り得ないわけですよ。当然、学校でやっているわけですので。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

過去の経験では、学校の規模で選択制で分けている学校はございました。本市の実態としてはどうかというのは、補佐のほうがお答えいたします。

○学校教育課長補佐（小牟礼勉君）

議員御指摘の、生徒の希望というのは、まず、学校側が履修する武道を選択する際には、柔道を希望する生徒がどれくらいいるのか、剣道はどうかというのは、事前のアンケートや希望調査はもちろん取ることです。それを受けて、生徒の希望数、それから指導者の持っている資格、そこら辺を総合的に判断して、学校長が決めていくということになりますので、生徒の希望が優先されている学校も、もちろんありますが、柔道がしたいという子どもが非常に多い学校はやはり柔道を選択するということになってきますけれども、合意形成を図って、学校としては何を履修させるということが決定していくということになります。

○委員（中村満雄君）

学年の途中から、例えば、新一年生から別な武道に変えようとした場合には、学年ごとの違いとか、剣道であれば武具を新しく買わなければいけないとか、柔道に変えようすれば畳を買わないといけないとか、そういったことは当然起こり得ますね。そうすると、予算など、かなり難しい手続きが必要になると思うのですが、いかがですか。

○教育部長（花堂 誠君）

私事ですが、私も剣道を部活でしておりました。先ほど少し部活動と混同してしまいましたが、剣道を年8時間でどこまで習得するかというは非常に疑問ですし、柔道についても、委員の中にもしてらっしゃった方がいらっしゃると思うんですけれども、年8時間という中では、なかなか厳しいのかなど。途中で変えることはあるでしょうけれども、現実問題として、少し疑問はあるところではあります。

○委員（中村満雄君）

保護者とか個人の意向で、例えばひ弱な生徒であったときに、武道なんてものはとても蚊帳の外でとかいうこともある。でも、武道が保健体育に入っているとしたときに、そのようなことへの対応とか、実技をやっていないのだから点数は無しとか、そういったことになるのか、その辺が分かりましたら。私の孫娘が霧島中学校で、柔道着を買わないといけないということで、8時間で4,000円の柔道着を買わないといけない。それも、保護者としての負担の一つでしょうけれども、仕方がないと思いながら、うちのひ弱な孫娘が、そういった武道をやりきるだろうかといった懸念ありまして、ちょっと教えてください。

○学校教育課長補佐（小牟礼勉君）

御指摘のとおり、女子生徒も武道を履修しておりますが、それに伴いまして、先ほども申しましたが、指導者の資質向上ということで、まずは怪我をさせないような指導方法を3年間または2年間を通して行なっていきます。ですので、1年生の段階では、私たちがイメージしているような、投げ技とか、そういうものはまず取り扱いません。受け身の仕方ですとか、体の捌き方ですとか、それから、約束をした上での技をかける練習とか、段階的に、女生徒同士または経験者同士、そこを総合的に判断して、無理のない学習指導計画の下に実施されていくということになります。

○委員長（下深迫孝二君）

委員長のほうから申し上げておきます。陳情に対しての質疑をしていかないと、だんだんかけ離れてしまっているようですので。ほかにありませんか。

○委員（時任英寛君）

確認をさせてください。先ほど、部長の答弁でございましたように、備品整備等があり、教育委員会での資質という部分も出てくると思います。武道場の改修とか畳の購入とか。今、中村満雄委員のほうからありましたように、種目を変えようとなりましたら、現実問題として、施設改修の予算が発生いたします。現状として、10月くらいから大枠の予算が決まりますけれども、それは次年度予算であって、来年度に種目を変えようとなっても、基本的には、新年度予算では対応は難しいと。そうなりますと、現時点におきましては、遅くとも6月補正くらいで施設改修の予算を持ってこないと、次年度からの種目変更には対応できないと認識しているんですが、仮に種目変更する場合、次年度からとなりましたら、今、私が申し上げたような予算

編成上のタイムスケジュールというのは、どのようになりますか。

○教育総務課長（本村成明君）

予算編成のスケジュールにつきましては、御存じのとおり、一番早い段階では、8月ぐらいから新規事業の把握等も始まってまいりますので、例えば、来年度から、今まで武道場のない学校が種目を変更して、施設改修が伴うとなりますと、今年で言いますと、8月ぐらいが期限となってまいります。

○委員（時任英寛君）

結局、次年度からというのには、8月からの新年度予算では間に合いませんよね。4月から授業は実施されてまいりますので。そう考えますと、種目変更であっても、次年度ではなくて、その次の年度からでしか可能性はないというふうに認識してよろしいですか。

○教育総務課長（本村成明君）

予算を要求すれば、当然、工事はその次の年度になりますので、今、委員のおっしゃったとおり、翌々年度からの運用開始ということになります。

○委員（前川原正人君）

銃剣道の部分でお聴きしておきたいと思うんですが、様々な武道があって、それぞれの防具が必要なわけですね。それが履修科目となると、当然、教育委員会のほうが、ある一定の準備をしなければならぬという理解をするわけですがけれども、例えば、現在の柔道、剣道、銃剣道も導入した場合の、一個当たりの経費、防具の値段というのはどのくらいかかるものなんですか。その辺は把握されてらっしゃらないですか。

○学校教育課主幹（未満伸太郎君）

これは一般論ですがけれども、皆さん銃剣道の格好は御存じだと思いますが、ある程度、剣道に似たところがありまして、面、籠手、胴といったのは付けますが、上着と下着が空手着のようになっておりますので、ある程度剣道と同じ、もしくは若干、需要が少ないですので、若干、割高になるのではないかと思いますけども、10万円はかからないんじゃないかと。4、5万円程度かなと思います。

○委員（宮本明彦君）

今回の陳情の趣旨として、国に対するものなのか、霧島市に対するものなのかという質問も陳情者の方であって、これは、霧島市に対して取り入れないでくださいという話でした。先ほど徳田副委員長のほうから話があったんですけども、まず、指導するのは先生方ということですよ。この授業に対して、外部の先生方が入られることというのはないと考えてよろしいですか。

○学校教育課長補佐（小牟礼勉君）

仮定の話になりますが、現在の状況を言いますと、これは本市ではございませんが、例えば剣道を履修している学校があって、その体育担当が、剣道はなかなか難しいというところがある場合には、外部指導者の派遣制度というのが、県の事業でございまして、それを活用して、専門的な技能を指導するという制度はございます。

○委員（宮本明彦君）

了解しました。部外の方が指導する場合もあるということですね。一つ、先ほど、陳情者が

ら銃剣道を霧島市内で国分中央高校でクラブ活動でやっておられるというお話も聞きました。それが正しいということでのいいのかということと、どういう方が指導されているのかということと、ところだけ教えていただけますか。

○学校教育課長補佐（小牟礼勉君）

正式には、国分中央高等学校は、現在、同好会ございます。3年生が5人、1年生が2人の7人で活動していると確認しております。指導者は、国分中央高校の教諭でございます。

○委員（中村満雄君）

確認ですが、剣道ですと、相手を攻撃するのは竹刀ですが、銃剣道の場合を具体的に説明してください。

○学校教育課主幹（末満伸太郎君）

銃剣道は、ほかの武道と同様に、礼儀礼節を重んじるということで、当然、相手がいるわけですが、剣道の場合は、面、籠手、胴なんです。銃剣道の場合は、突き一本になりまして、技術的な向上ということも含まれますので、具体的には直突とか脱突とか技術面の指導等も含まれていきます。竹刀に関しましては、木銃といいまして、これは、昔、軍事教練を目的としたところもありますので、銃を模したライフルのような形のもので対戦する形になります。先にはクッションが付いておりまして、直接、木の部分が相手の喉や脇に入らないようになっております。

○委員（中村満雄君）

攻撃用の武具は分かりましたけれども、私の昔のイメージとしまして、戦争の最終局面になって白兵戦になった時に、着剣して相手を倒すというふうに認識しているんですが、そのような理解でいいですか。

○学校教育課主幹（末満伸太郎君）

私も銃剣道の経験者なんですが、当然、相手倒すというのは、柔道、剣道、全ていっしょなんです。白兵戦を想定して相手を目指すとか、喉を突いて人を刺すとか、そういったことは決してありませんので、ちゃんと技術的な指導がなされれば、一つのスポーツとして成り立つのではないかと考えております。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

スポーツとしての導入でありますので、過去の経緯からいけば、そういうものがあつたかと思われま。剣道も、柔道も、過去の経緯をたどっていけば、同じところに繋がるのではないかと。ただ、あくまでもスポーツとしての導入の判断になるかと思ひます。

○副委員長（徳田修和君）

1点だけ確認させてください。今、中央高校の同好会で教員の方が指導されているということだったんですけど、陳情書の中に「戦後、これを指導できるのは、自衛隊関係者に限られます。」というような文言があるんですけども、そこら辺はどう理解すればよろしいのか。

○学校教育課長補佐（小牟礼勉君）

国分中央高校の教諭につきましては、自衛隊の関係者ではございませんが、習っていた経験があるということで、確認をしております。

○副委員長（徳田修和君）

では、自衛隊関係者には限られないというところで理解すればよろしいですかね。

○学校教育課長補佐（小牟礼勉君）

学校教育に関してお伝えしますと、それぞれの武道の連盟等におきまして、指導者講習会というのは設けられているところではございます。ですが、それを受講するかどうかにつきましては、それぞれの学校の種目、柔道を重視する学校はそちらに行くでしょうし、そういう研修会等は設けてあるというのは事実でございます。

○委員（宮本明彦君）

国分中央高校の話もありました。確かに、就職で、自衛隊を希望される方というのは、こういうのをやっていたというのはいいいアピールになるのかなというのも思ってしまいました。そういう中で、部長の最後の答弁のところですけども、引き続き、安全面や施設及び防具など備品整備の実態を踏まえてということで、最後は校長先生の判断だということでした。ということは、これに加えて、人的な先生方の要素というのも含めた安全面、それと、PTAや生徒の方々の総意も含めた上での、最終的な校長先生の判断だということの理解でよろしいでしょうか。

○教育部長（花堂 誠君）

私が答弁した最後のほうの、「引き続き、安全面や施設及び防具などの備品整備」といいますと、安全となりますと人的な面。施設設備につきましては、予算の面。そういったものを総合的に考えて、中学校の校長の判断になると思います。

○委員（中村満雄君）

末満主幹に伺いたいのですが、銃剣道の経験がおありということですが、霧島市内で経験をされたのですか。

○学校教育課主幹（末満伸太郎君）

私は、霧島市内では経験しておりません。他県で経験しております。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようですので、これで陳情第1号の説明に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時18分」

「再 開 午前11時20分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第43号、霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

○教育部長（花堂 誠君）

議案第43号、霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明いたします。議案書は、8ページ、新旧対照表は、3ページをお開きください。今回の条例の一部改正につきましての提案理由としましては、議案書の8ページにありますとおり、

霧島市立木原小・中学校，川原小学校，上小川小学校，国分西小学校及び天降川小学校に学校給食を提供するための学校給食センターを新たに設置することに伴い，本条例の所要の改正をしようとするものであります。具体的な条文の改正内容につきましては，学校給食課長が説明いたします。

○学校給食課長（石神 修君）

議案第43号，霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして，御説明いたします。今回の改正は，条例第2条の表，霧島市立溝辺学校給食センターの項の前に，霧島市立国分地区南部学校給食センターを追加しようとするものでございます。理由といたしましては，当該学校給食センターを追加することによって，国分地区における学校給食を単独校で行っている調理場の老朽化や衛生管理面での問題の解消を図るとともに，現在，隼人学校給食センターから配送している学校への配送時間の短縮を図ろうとするものです。なお，本条例の施行日につきましては，当該学校給食センターの工期が平成29年6月30日でありますことから，平成29年7月1日からとしておりますが，当該学校給食センターの業務開始は，平成29年9月1日からを予定しております。御審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま，執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○副委員長（徳田修和君）

施行日，平成29年7月1日ということですが，この工期日程，業務開始日程は，計画どおり順調に進んでいるという理解でよろしいですか。

○学校給食課長（石神 修君）

毎週，工事関係者と行政とで定例会を開催しております。その中の報告では6月30日で工事が完了するという報告を受けております。また，業務開始につきましても，契約につきましては補正予算成立後に契約を結ぶことになっておりますが，今業者とも打合せを進めております。今のところ9月1日からの業務開始で給食の提供ができるものと思っております。

○委員（時任英寛君）

今回の南部給食センターですが，センター長はどなたがされて，検食の責任者はどなたになるのか。通常はセンター長が検食されるのですが，確認をさせていただきます。

○教育部長（花堂 誠君）

先般，総務課，人事とも事前の協議をいたしまして，今回の条例改正，それから補正予算等決定いただきましたなら即座に，人事面について対応することにしておりまして，結論的には隼人の学校給食センターにあります現在の学校給食課が，新センターの方に移転しまして，学校給食課長が新センターの所長を兼務するという方向で今調整しております。検食につきましても当然学校給食課が移転いたしますので，その課長兼所長を中心とする職員で対応するというのを予定しております。

○委員（前川原正人君）

今回，校給食センターの設置を新たにすることになりますけれども，大体2,000食くらいという認識でよろしかったですか。

○学校給食課長（石神 修君）

新しい給食センターの食数につきましては、最大で 2,000 食、現在予定しておりますのが 1,850 食ということを見込んでおります。

○委員（前川原正人君）

建設費用、総工費でどれぐらいかかったことになりますか。

○学校給食課長（石神 修君）

建設工事につきましては、本体工事それから給排水ですとか電気工事ですとかそういった付帯工事を含めて約 6 億 1,000 万円になります。

○委員（前川原正人君）

今後、これが制定をされて補正予算が可決されて、民間委託というふうになっていく流れが、一つの流れとしてあるわけですがけれども、新センターの調理員の確保についてはどのようにお考えなのか。今働いているいらっしゃる方たちが当然優先的に手を挙げられればそれは採用されていってということになるのでしょうかけれども。その辺の内容についてはどのようになるのかをお願いします。

○学校給食課長（石神 修君）

今度委託をする業者との打合せの中では、6 月 17 日でしたか、センター化によって影響を受ける調理員向けの説明会を実施いたしまして、その中で 28 人説明会に来られました。この中から新しい委託業者のもとで調理員として働く方につきましては、今業者のほうで受付をしているところがございます。これが今週いっぱい続きまして、来週一週間面談をしまして 7 月上旬にはセンターないし調理場からの調理員を決めたいと、その後にもっと公募をする場合には一般公募としまして、それ以外の方々から調理員を募集するという流れになっております。

○委員（前川原正人君）

最終的に調理員数は大体 20 人ぐらいなのかなと思っているのですが、何人ということが分からないと予算にも出てくるでしょうから、どうなのでしょう。

○学校給食課長（石神 修君）

こちらの見積もりでは 17 名でありまして、その委託業者から提案を受けましたのもやはり同じ 17 名。業者の方は予備的に 3 人を確保したいというような話もございましたが、調理場に実際に入るのは 17 人と聞いております。

○委員（前川原正人君）

17 名が今後の新しい給食センターでの調理をすることになるわけですがけれども、例えば自校方式と違って、もし、食中毒だったりとか異物が混入をしてストップをしたとかそういう場合に、いわゆる給食センターで一元化して作っていくと次の手が打ちにくいという側面もあるのですが、その辺についてはどのような対応策をお考えなのでしょう。

○学校給食課長（石神 修君）

そのような不測の事態が生じたときには、まず子供たちにその危険なものは食べさせないということで、校長判断で給食を停止するということになります。原因がわかりまして安全性が確認された場合には再開いたしますが、もしそういった危険なものが見つからないとかあるいは食中毒とかという場合には全面的に停止する、あるいは異物混入であれば異物が入っていた物以外で給食を取るということになります。

○委員（宮本明彦君）

給食センターの方は順次建設されているという理解です。搬入先の学校のほうの搬入のところは、そちらはきちっとできたのかどうかだけお知らせいただけますか。

○教育総務課長（本村成明君）

学校の方でございますが、例えば国分西小学校、これまで自校方式の給食棟が建設されておりましたけれども、その解体工事を夏休み期間中に行うということで順調に準備を進めております。そのほかの学校につきましても木原小・中学校、川原小その辺についても給食運搬車が付けるように整備を行っているところでございます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、これで議案第43号の説明に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時31分」

「再開 午前11時33分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより、自由討議に入ります。

△議案第43号 霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（下深迫孝二君）

まず、議案第43号、霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、何か御意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、次に進みます。

△陳情第1号 学校教育に「銃剣道」を取り入れないことを求める陳情

○委員長（下深迫孝二君）

次に、陳情第1号、学校教育に「銃剣道」を取り入れないことを求める陳情について、何か御意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、これより議案処理に入ります。

△議案第43号 霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（下深迫孝二君）

まず、議案第 43 号、霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。まず、反対者の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第 43 号、霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論に参加したいと思います。今回の改定は、これまで自校方式で学校給食を提供していた小・中学校等を、新たに設置します国分地区南部学校給食センターに移行するものであります。その運営についても、今後、学校給食センター調理、配送をプロポーザル方式により民間委託にすることも予定されております。今回の 2 月 13 日に開催されました学校給食審議会の議事録を見てみましても、霧島市の学校給食施設調理員は、雇用情勢が厳しく、慢性的な人員不足であること、栄養教諭や事務職員の負担軽減、衛生管理に関する教育を含めた人的管理下にかかる労力が大きくなっていくなどを理由に民間委託せざるを得ないことを前提とした下での、今回の国分地区南部学校給食センターの設置であることが見て取れます。本学校給食センターが設置をされることになりまして、当然、衛生面などについては十分な手立てと努力が施されることになるわけですが、集団的な食中毒と異物混入などが万が一発生した場合、市内各地に存在する自校方式であれば対応が可能となります。このようにリスク回避という点から見ましても今回の学校給食センターの移行には賛成ができないということを申し述べておきたいと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

次に、賛成者の発言を許可します。

○委員（時任英寛君）

議案第 43 号、霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論に参加いたします。今回の国分地区南部学校給食センターの設置につきましては、議会でも様々な議論があったところでございます。確かに自校方式のメリットというものも議論されたところでございますが、それぞれ自校方式においてもセンター方式においてもメリット、デメリットというのは存在するということが議論の中で明らかにされたところでございます。そしてまた、今、民間委託という考え方が述べられまして、それに対しての反対的な御意見でございましたけれども、ある意味、本市の公共施設につきましては、類似市と比較いたしましても当然、質、量ともに非常に多いということが指摘をされておまして、今後、このまま公共施設としての存続、公共施設としての存続はセンター自体は続いていくわけですが、維持管理経費というものについて議会としてもしっかりと今後の財政状況というのを踏まえた形での新たな方策というのを見出す必要はあろうかと認識いたしております。今回、自校方式が採られなくなった学校もございますが、今度は、経費削減ということだけではなくて、安全性の確保ということも民間業者に委託するから安全性の確保ができないということは詭弁であろうかと思えます。更なる安全性の管理体制については所管課にその旨を議会としても指摘をしなければならぬわけでございますが、そこについては確保されるものと認識をいたしております。よって、今回の議案第 43 号につきましては賛成ということで、委員皆さ

ん方の御賛同をよろしくお願い申し上げたいと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第43号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名、賛成多数と認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△陳情第1号 学校教育に「銃剣道」を取り入れないことを求める陳情

○委員長（下深迫孝二君）

次に、陳情第1号、学校教育に「銃剣道」を取り入れないことを求める陳情についての討論に入ります。討論はありませんか。まず、反対者の発言を許可します。

○委員（時任英寛君）

陳情第1号について、反対の立場で討論に参加いたします。今回の陳情書の趣旨が学校教育に銃剣道を取り入れないことを求める陳情となっているところでございますが、先ほど担当課の説明を参考意見として聞きましたけれども、その中で、既に現在の学習指導要領の中でも、その他の中に柔剣道というのは含まれているということで、現在、全国でも1箇所ではございますが、実施をされている学校があるということが明らかになりました。したがって、今回の指導要領の改正においては、具体的な武道名を表記したことであり、既に銃剣道という一つの武道として含まれるということが明らかになりましたことから、今回の新指導要領の中の具体的な文言ということで銃剣道というのを入れないということについては、疑義があるという観点から反対といたします。

○委員長（下深迫孝二君）

次に、賛成者の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

陳情第1号、学校教育に「銃剣道」を取り入れないことを求める陳情について、賛成の立場から討論に参加したいと思います。陳情者、そして、教育委員会当局の審議をさせていただいたわけですが、一番の問題というのは、武道に対しましての剣道、柔道、空手、様々あるわけですが、サークル等でやる部分については、何ら問題はないと思います。しかし、これを履修科目としてやるとなると話は別でございます、そのプロセスが今回問題だと思います。というのが、参議院議員が副大臣に対してこういう銃剣術を入れたらどうだということで行政に入ってくるということは問題だと思います。それと、衆院議議員の決算委員会などの議事録を読みますと、一番の問題点というのは、同じ武道にしても剣道、柔道につきましても、危険回避であったりとか、指導の在り方とかそういう部分についてもしっかりとありますけれども、文科省の見解を見てみますと銃剣道連盟が日本にも存在しておりますけれども、

その紹介をするばかりで、文科省として銃剣道の安全性についての見地が全く見合わせていないということも明らかになっております。したがって、そういうことも総合的に判断した場合、今回の陳情第1号は十分に耐え得るものでありまして、学校教育の中には取り入れるべきではないということをお願いして賛成の立場といたしたいと思っております。

○委員（中村満雄君）

陳情者の趣旨は、銃剣道を霧島市の中学校で履修させるべきではない、元々指導要領には含まれていたということに関しては、実際、銃剣道というのがあったかどうかそこら辺が問題ですけれども、先ほどの部長答弁では、「学習指導要領を遵守するとともに各学校へその趣旨や内容を周知徹底する立場にあり、あくまで例示として明記されている銃剣道を取り入れる、取り入れないについて判断する立場にない」という教育委員会の立場が述べられているわけです。ところが、新しい銃剣道とか、柔道とか剣道、それ以外については各中学校長が適切に判断するということが、ここが私自身は非常に問題だと思っています。だから、一定の歯止めをかけるという意味で外の市町村に影響を及ぼすわけではなくて、霧島市内においてやめましょうといったことを訴えられる陳情書ですので、私は賛成の意思を表明いたします。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後11時49分」

「再開 午前13時02分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど討論のところでは賛成、反対のところまでいっております。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは討論を終わります。採決します。陳情第1号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者2名、賛成少数と認めます。したがって、陳情第1号は、不採択すべきものと決定しました。

△委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（下深迫孝二君）

ここで、議案第43号及び陳情第1号の委員長報告に、何か付け加える点はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ、お諮りします。委員長報告については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「委員長一任」と言う声あり〕

それでは、そのようにします。

△閉会中の所管事務調査について

○委員長（下深迫孝二君）

次に閉会中の所管事務調査についてですが、いかが取り計らいましょうか。

○委員（時任英寛君）

今日の次第書の中に、議会の議決すべき事件を定める条例に基づく策定計画というのがなされております。これは全員協議会で報告がされたところでございますが、この中から、今回は、議決案件にはしないということで、文教厚生委員会は決定をされたと思っております。この中身について、新しい計画ではなくて、現在の計画の精査をしたらどうかと、私は考えております。どれということではなくて。

○委員長（下深迫孝二君）

委員会の中で議決案件5件ということを出ておりましたけれども、それについての精査という捉え方でよろしいでしょうか。ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

今、時任委員がおっしゃった精査というのは、検証も含めてという意味ですよ。

○委員長（下深迫孝二君）

検証も含めて精査もするというところでございます。ほかにありませんか。

○委員（松元 深君）

会次第についているとおり、所管するところが5件ほどありますが、全部するというのはなかなか大変ですので、これをせめて2件ぐらいに絞って、精査、検証したらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま2件ぐらいに絞ってという御意見も出ております。いかがでしょうか。その2件に絞るとすれば、どれとどれというところを。

○委員（宮本明彦君）

11番目の霧島市障害児福祉計画というのは、その前の10の霧島市障害福祉計画の中に含まれているということでありますので、実質は4件かなというふうに思います。ですから、障害者計画とか障害児関係のが1番目と10番目ありますので、この辺を含めたものと特定健康診断、この辺の二つでいいのかなと。

○委員（時任英寛君）

私は、できれば9番目の区分も必要ではないかなと認識をいたしております。ただ、主管課が長寿・障害福祉課と保険年金課、この2課なんですね。確かに今、宮本委員のほうからありました、実質4件で、そのうち3件が長寿・障害福祉課、それから保険年金課が1件ということになっていますから、考え方によっては、課を二つですれば、ずっと内容的には長寿グループと障害グループと分かれてくる部分もあるんですけれども、その辺りはいかがかなと思って、全部がきついということであれば選択をしなければならぬとは認識はしますけども。

○委員長（下深迫孝二君）

長寿・障害福祉課が3件、保険年金課のほうに1件ですね。ひっくるめてやりますか。

○委員（松元 深君）

9番の霧島市すこやか支えあいプラン、これを検証するには、かなりの時間を要するのかなと思ったものだから、今言われたように、障害関係と国民健康保険に絞ったほうがいいのかなとは思っているところです。

○委員長（下深迫孝二君）

しばらく休憩いたします。

「休 憩 午後1時10分」

「再 開 午後1時20分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査につきましては、今、皆さんのほうで御意見を出していただきました。議決案件でないと言われた分なのですが、1番、7番、9番、10番、11番、この部分について行くと。そしてまた、福祉事務所のほうから、今日までに取り組んでこられた分と、まだ実現できていない分を書き出してもらって、今、実現できていないものでも、今後取り組むものと、まだ先でないと取り組めないというものをきちっと書き出していただくと、それによって質疑をしていくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

分かりました。では、そのようにしたいと思います。次に、その他として何かありませんか。しばらく休憩いたします。

「休 憩 午後1時21分」

「再 開 午後1時28分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引続き会議を開きます。日程的には、7月19日10時から文教厚生委員会を開きたいと思います。打ち合わせをしてボリュームが多いようだった時は、9時になる可能性もあるというふうに理解をしていただきたいと思います。そしてまた、調査していく中で、今申し上げましたように3班ぐらいに分けてまとめていただかないとボリュームも多くなりますので、そこら辺は御協力をよろしくお願いしておきます。次に、その他として何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で本日の日程は全て終了いたしました。したがって、文教厚生常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後1時30分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

下深迫 孝二